

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに係る重要事項説明書

- 1 事業者が提供するサービスについての相談窓口、及び連絡先は次のとおりです。ご不明な点は、遠慮なく、なんでもお尋ね下さい。

電話 042-376-2941 (午前9時～午後5時まで)
担当

- 2 多摩市多摩センター地域包括支援センターの概要

- (1) 介護予防支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業者名	多摩市多摩センター地域包括支援センター
所在地	多摩市山王下1-18-2
介護保険指定番号	1305000034
サービスを提供する地域	多摩市（落合、鶴牧、唐木田、中沢、山王下、南野2～3丁目）

- (2) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	社会福祉士	1名		1名
担当職員	看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、介護支援専門員	8名	1名	9名
事務職員		2名	0名	2名

- (3) 営業時間

平日・土曜日	午前9時～午後5時
日・祭日	休み

＊ 緊急時の連絡先及び電話番号 042-376-2941

※（12月29日から1月3日は休業）

- 3 介護予防ケアプランの作成等の委託について

当事業者は、介護予防ケアプランの作成事務、利用者へ訪問して行う経過観察及びこれらに付随する事務を居宅介護支援事業者に委託する場合があります。この場合、委託先の事業者名及び担当者の氏名をお知らせします。

- 4 ご利用料金

- (1) 利用料

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについては、原則として自己負担はありません。

＊保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払わない場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当事業者からサービス提供証明書及び領収書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日多摩市の窓口に提出しますと、払戻等を受けられます。

4,915円 ※ただし、サービス利用を開始した月（初回加算）、また居宅介護支援事業所に委託を開始した月（委託連携加算）は、3,336円が加算されます。

(2) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、解約にあたり料金はかかりません。

(3) その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、14日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、サービス提供証明書及び領収証を発行いたします。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

電話等でお申し込みください。多摩市多摩センター地域包括支援センターの職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

②当事業者の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③双方の通知がなく終了する場合

以下の場合、双方の通知がなくても、サービスを終了いたします。

- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要支援認定が、要介護と認定された場合
- ・基本チェックリストによる事業対象者に該当しなかった場合
- ・利用者が死亡した場合
- ・利用者が医療施設等に入院（入所）し、相当期間以上にわたり介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用がみこまれない場合

④その他

利用者やご家族などが当事業者や当事業者の担当職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行いその改善が見込めない場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただきます。

6 当事業者の介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの特徴等

(1) 運営の方針

- ①利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活が営むことができるように総合的かつ効率的にサービスの提供を行います。
- ②利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、十分な情報提供と説明を行うとともに、公正な援助を行います。
- ③関係区市町村、地域の保健医療および福祉サービスと綿密に連携し、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④職務上知り得た情報は、正当な理由なく第三者に提供しません。

(2) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの実施概要等

- ①利用者やご家族よりお話を伺い、解決すべき課題を明らかにします。
- ②介護予防ケアプラン作成に当たり東京都の推奨する「介護予防サービス・支援計画表（A・B・C・D表）」を利用します。

③介護予防ケアプランを居宅介護支援事業者に委託する場合には、サービスの実施状況等の確認を行い、実施計画が予定通り行われることを確認します。

(3) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供にあたっての留意事項

①利用者は当事業者の担当職員に対して複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防ケアプランに位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。

②利用者が病院又は診療所へ入院する必要がある場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、早期に病院又は診療所と情報共有や連携をする必要がありますので、当事業者の担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所へ伝えてください。

7 虐待の防止のための措置

- (1) 事業者は、事業所に虐待防止の措置を実施する担当者を設置し、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、担当職員への周知徹底を図ります。
- (2) 事業者は、事業所における「虐待の防止のための指針」に基づき、担当職員へ定期的に研修を実施するなど、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等に関する体制を整備します。
- (3) 担当職員は、高齢者虐待防止法及び事業所における「虐待の防止のための指針」を遵守し、虐待の発生又はその再発を防ぎ、虐待等の発生時には迅速かつ適切に対応します。

8 業務継続にむけた取り組み

- (1) 事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定します。
- (2) 事業者は、業務継続計画に基づいた研修や訓練を定期的実施するなど、必要な措置を講じます。

9 感染症予防及び蔓延防止のための措置

- (1) 事業者は、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底の措置を実施する担当者を設置し、感染症対策を検討する委員会を定期的開催し、担当職員への周知徹底を図ります。
- (2) 事業者は「感染症対策への指針」に基づき、担当職員へ研修や訓練（シュミレーション）を定期的実施するなど、必要な措置を講じます。

10 サービス内容に関する苦情

(1) 相談・苦情担当

当事業者の介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関するご相談、苦情及び介護予防ケアプランに基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 管理者 田代 愛子 電話 042-376-2941

(2) その他

当事業者以外に、市及び国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

多摩市 健康福祉部 高齢支援課 電話 042-338-6846

東京都国民健康保険団体連合会 電話 03-6238-0177

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基
いて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都多摩市山王下1－18－2

名 称 多摩市多摩センター地域包括支援センター

説明者 氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについての重要事
項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名